書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第９３５号

宮崎県小林市堤2956番地１　太陽住宅３号、開始決定時の住所熊本市鶴羽田４丁目16番36号

破産者　井上　俊二

異議申述期間　平成24年６月29日まで

平成24年５月８日

熊本地方裁判所民事第１部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第４号

富山市原字中与四平割45番地

清算株式会社　立山高原株式会社

代表清算人　髙月　輝夫

１　決定年月日　平成24年５月７日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

富山地方裁判所民事部

監督命令変更

平成２４年（再）第１号（宮崎地方裁判所延岡支部平成２４年（再）第１号）

宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折410番地６

再生債務者　株式会社もくみ

主文　平成24年４月23日に宮崎地方裁判所延岡支部がなした監督命令に、主文第３項⑴コとして次の事項を追加する。

「事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結」

平成24年５月１日　宮崎地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第８号

千葉県八千代市ゆりのき台４丁目16番地10

再生債務者　尾形　源祐

１　決議に付する計画案　平成24年４月26日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成24年７月５日午前10時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成24年６月27日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月20日

平成24年５月７日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生手続終結

平成２０年（再）第３号

愛媛県松山市三津３丁目５番25号

再生債務者　向井建設株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨

⑴　監督委員が選任されている。

⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。

平成24年５月７日　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第９号

釧路市大楽毛西１丁目24番15号

再生債務者　福澤　崇生

１　決定年月日時　平成24年５月８日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年５月29日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月12日から平成24年６月19日まで

釧路地方裁判所

平成２４年（再イ）第２号

千葉県いすみ市岬町中滝1906番地１

再生債務者　吉野　善明

１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年５月29日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月12日から平成24年６月26日まで

千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２４年（再イ）第１３１号

札幌市豊平区月寒東１条５丁目１番23―301号

再生債務者　見上眞由美

１　決定年月日時　平成24年５月９日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月13日から平成24年６月20日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第１４０号

札幌市豊平区豊平５条８丁目２番１―205号

再生債務者　市橋　淑惠

１　決定年月日時　平成24年５月９日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月13日から平成24年６月20日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第８号

青森県上北郡横浜町字塚名平108番地22

再生債務者　野澤　明良

１　決定年月日時　平成24年５月９日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月６日から平成24年６月20日まで

青森地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第７号

岐阜県大垣市郭町１丁目46番地１　リーデンススクエア大垣駅前通405号

再生債務者　三崎　紀之

１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月６日から平成24年６月13日まで

岐阜地方裁判所大垣支部

平成２４年（再イ）第１７号

静岡市清水区八木間町437番地の１

再生債務者　菊池　和士

１　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月８日から平成24年６月20日まで

静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第１０号

奈良県吉野郡東吉野村大字鷲家1213番地の２

再生債務者　竹田　　充

１　決定年月日時　平成24年５月２日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年５月30日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月６日から平成24年６月20日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（再イ）第１８号

大阪府泉大津市田中町11番27―203号

再生債務者　西田　賢一

１　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年６月４日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月11日から平成24年６月25日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再イ）第２８号

大阪府泉南郡熊取町小垣内４丁目1193番地の２

再生債務者　吉本　　弘

１　決定年月日時　平成24年５月７日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年６月４日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月11日から平成24年６月25日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再イ）第４３号

神戸市中央区日暮通１―２―１　ＭＦハイツ春日野303号

再生債務者　岡本　勝之

１　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成24年６月４日まで

４　一般異議申述期間　平成24年６月11日から平成24年６月25日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係